令和2年4月28日

広みやしろ

▼広報みやしろについて

広報みやしろ(令和2年5月号)は、新型コロナウイルスに関する国の緊急事態 宣言等を考慮し、例月の自治会等を通じてお願いしていた配布方法を変更し、 郵送や町職員により全戸配布しています。

▼最新のお知らせ

広報みやしろ(令和2年5月号)は、令和2年4月20日時点の情報です。当かわら版は、その後の決定をまとめてお知らせする最新情報となります。

公共施設休館等の延長 ~5月末まで~

町では緊急事態宣言の延長等の有無に関わらず、感染症の拡大状況 を踏まえ、公共施設の利用などを下記のとおりとしました。 皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【公共施設、町主催イベント】5月31日まで全面休館、全面休止 【小・中学校】5月31日まで臨時休業

最新の情報は、町公式ホームページ、テレビ埼玉 (データ放送)等をご覧ください。



いのちを守る STAY HOME週間

STAY HOME, SAVE LIVES

4/25~5/6

※上記期間、進修館の四季の丘、新しい村の森のカフェ・芝生広場での飲食やシート・テントの設置をお断りしています。(森の市場「結」は営業しています)

特別定額給付金について ~-人につき10万円の給付~

宮代町における特別定額給付金の申請手続きは5月の中旬以降に各世帯に 郵送にて申請書を送付できるよう準備を進めています。

また、マイナンバーを活用したオンライン申請については令和2年5月1日よりマイナポータル上で行うことができます。

【問】産業観光課 特別定額給付金担当 (内661.662)

☑ 特別定額給付金の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和2年4月27日において、町の住民基本台帳に記録されている方、1人につき10万円が支給されます。

☑申請の方法

①郵送による申請

5月中旬に世帯主様宛てに申請書を郵送します。必要事項を記入し返信用封筒にてご返送ください。申請受付の約2週間後に指定の口座にお振込みします。

②オンライン申請(マイナンバーカードの活用)

令和2年5月1日からマイナポータルにて振込先口座を入力、確認書類をアップロードし申請することができます。

詳しくは、町ホームページか後日送付する申請書類で確認してください。

【申請の受付期間】

申請書が届いた日から 令和2年8月15日 到着分まで

※受付期間を過ぎた申請はお受けできませんのでご注意ください※

DV・虐待相談窓口~ひとりで悩みを抱えていませんか?~

- ●内閣府 D V 相談ナビ+(プラス) 24時間受付 (電) 0120-279-889 (URL) https://soudanplus.jp/ ※メール相談あり
- ●児童相談所虐待対応ダイヤル (電) 189
- ●総務課人権推進室(電)0480-34-1111(内線210) 子育て支援課こども笑顔担当(電)0480-34-1111(内線361) 8時30分~17時15分(祝日を除く月~金曜日)